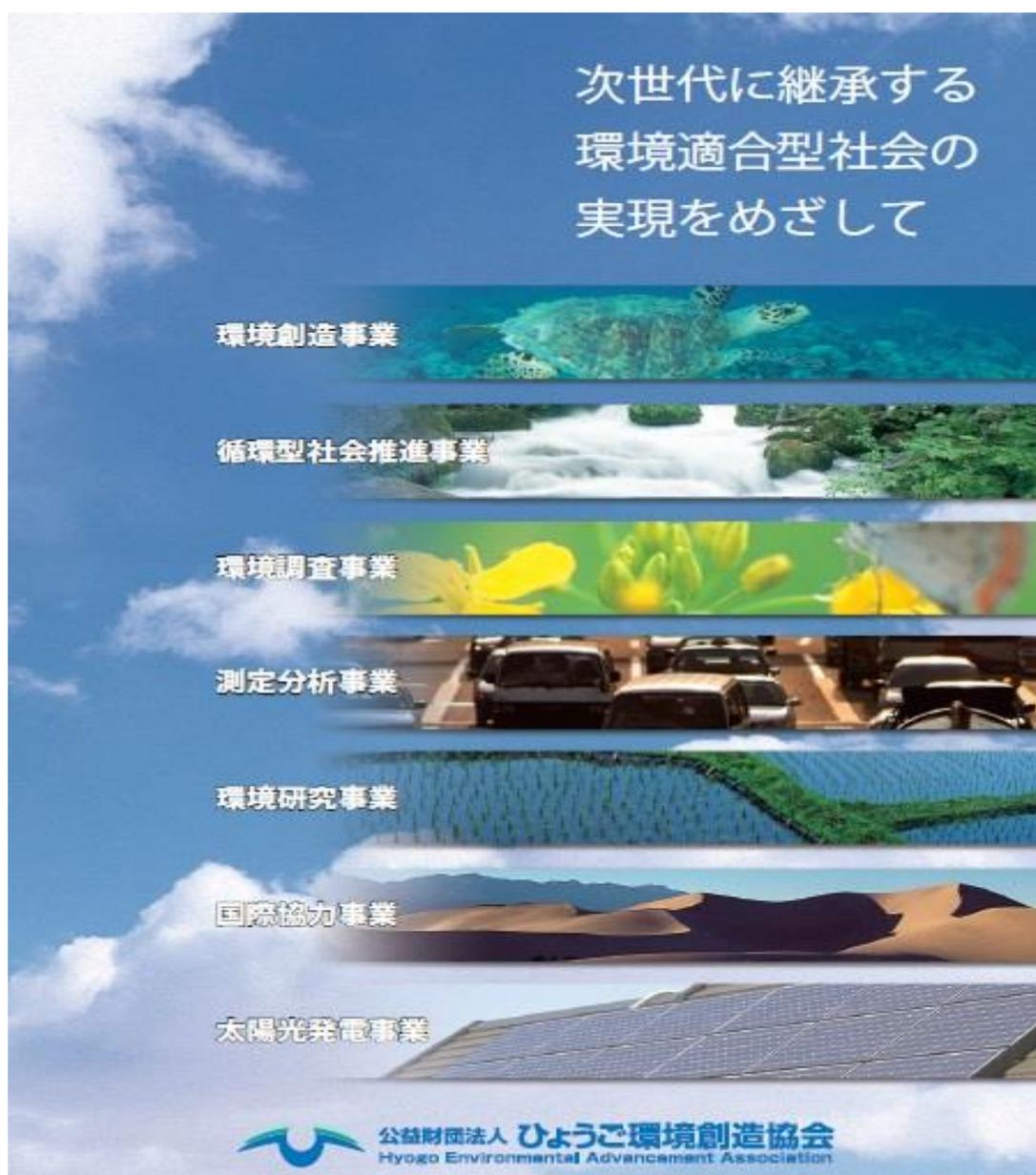


環境活動レポート 平成26年度版

(対象期間：平成26年4月～平成27年3月)



発行日：平成27年8月31日

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I. 組織の概要 | 1 |
| II. 事業活動の内容 | 6 |
| III. 環境への取り組み | 8 |
| 1 平成27年度の対象範囲及び実施体制 | 8 |
| 2 環境方針 | 9 |
| 3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価 | 10 |
| 4 次年度の取組内容 | 16 |
| 5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 | 19 |
| 6 代表者による全体評価と見直しの結果 | 21 |

I 組織の概要

(H27.4 現在)

(1) 名称及び代表者

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 築谷 尚嗣

(2) 所在地

| | | |
|-----------|-----------|--------------------------------|
| ※『本部』 | 〒654-0037 | 神戸市須磨区行平町 3-1-18 |
| ※『資源循環部』 | 〒650-0023 | 神戸市中央区栄町通 4-2-18 キンキビルディング内 |
| 尼崎事業所 | 〒660-0087 | 尼崎市平左衛門町 70 |
| 神戸事業所 | 〒657-0853 | 神戸市灘区灘浜町 1 番 2 号 |
| 津名事業所 | 〒656-2132 | 淡路市津名町志筑新島 |
| 姫路事業所 | 〒672-8079 | 姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351-41 |
| 播磨事業所 | 〒675-0155 | 加古郡播磨町新島 13-1 |
| ※『赤穂事業所』 | 〒678-0208 | 赤穂市西浜町 1016-1 |
| ※『香住事業所』 | 〒669-6562 | 美方郡香美町香住区油良 399-5 |
| ひょうご環境体験館 | 〒679-5148 | 佐用郡佐用町光都 1 丁目 330-3 |

※『』表示は、平成 27 年 3 月末時点でのエコアクション 21 認証登録範囲 「以下※同じ」

★尼崎事業所、神戸事業所、津名事業所、姫路事業所、播磨事業所は EA21 認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動

★ひょうご環境体験館は、県の EMS のもとで活動

(3) 設立 昭和 47 年 5 月 31 日

(4) 基本財産 6 億 5 千万円

| | |
|------------|---------|
| (内訳) 兵庫県 | 160 百万円 |
| 県下全市町 | 330 百万円 |
| 神戸商工会議所 | 23 百万円 |
| ひょうご環境創造協会 | 137 百万円 |

(5) 事業活動

環境創造事業、循環型社会推進事業、環境コンサルティング事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業

(6) 事業の規模 (平成 26 年度)

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| ① 役職員数 166 名 | ※147 名 (内訳) |
| | ※ 本部・資源循環部 130 名 |
| | ※ 赤穂事業所 12 名 : 委託業者の常駐の従業員を含む。 |
| | ※ 香住事業所 5 名 |
| ② 売上高 2,554 百万円 | ※2,194 百万円 (内訳) |
| | ※ 本部・資源循環部 1,503 百万円 |
| | ※ 赤穂事業所 503 百万円 |
| | ※ 香住事業所 188 百万円 |

- ③ 床面積 22,305.31 m² ※10,428.152 m²
 (内訳)
 ※ 本部・資源循環部 7,499.00 m²
 ※ 赤穂事業所 2,847.74 m²
 ※ 香住事業所 81.41 m²

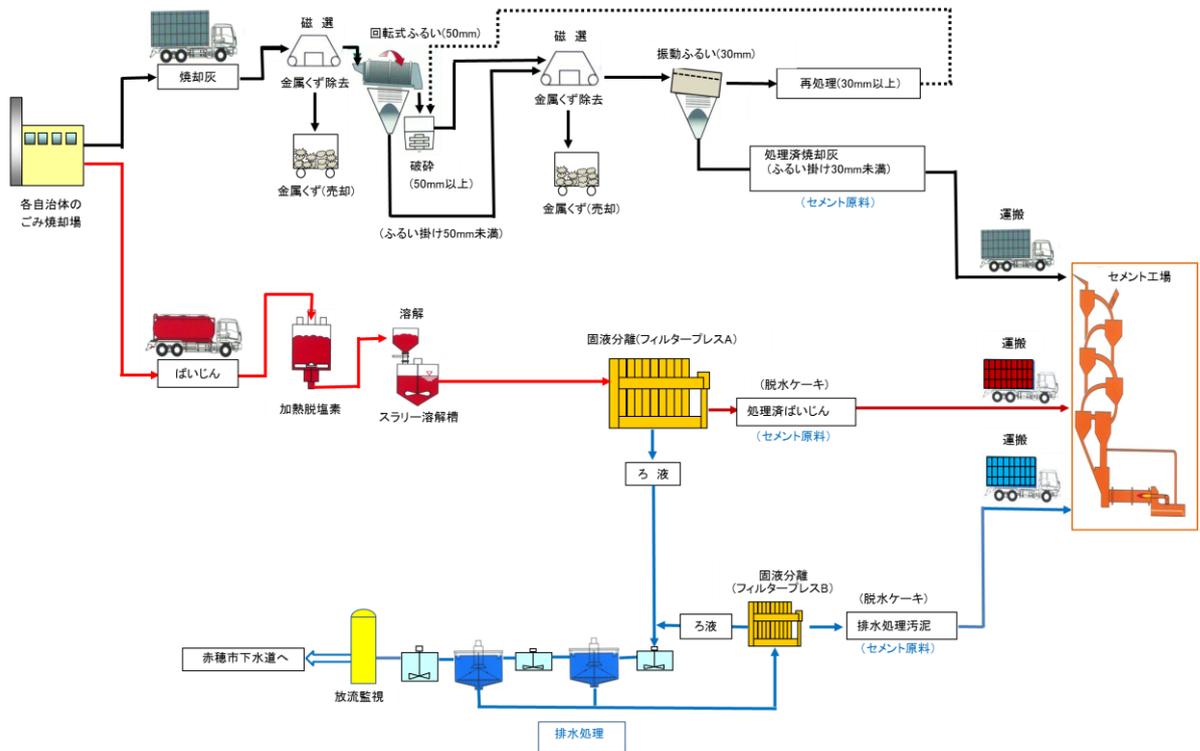
(7) 事業登録

| | |
|-------------------------------|--|
| 建設コンサルタント登録 (建設環境部門) | 建 23 第 9758 号 |
| 建設コンサルタント登録 (廃棄物部門) | 建 23 号 9758 号 |
| 計量証明事業登録 | 兵庫県計証第濃 3 号 (濃度) |
| | 兵庫県計証第騒 6 号 (音圧レベル) |
| | 兵庫県計証第振 7 号 (振動加速度レベル) |
| | 兵庫県計証第特定濃度 6 号 (特定濃度) |
| 水道水質検査機関登録 | 厚生労働省 (登録番号第 60 号) |
| 作業環境測定機関登録 | 兵庫労働基準局 28-9 号 |
| 温泉成分分析機関登録 | 薬第 07E-0001 号 |
| 建築物飲料水水質検査業登録 | 兵庫県 56 水第 11 号の 5 |
| 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 | 環 2003-1-207 |
| MLAP (認定特定計量証明事業者) | N-0060-02 (大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類) |
| エコアクション 2.1 地域事務局 | 認定番号 1-002 |
| 人材認定事業登録 (こども環境学習サポータートレーニング) | |
| 廃棄物処理センターの指定 | 環境大臣指定 |
| 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条の 5 第 1 項 |
| 指定年月日 | 平成 24 年 2 月 10 日 |
| 指定番号 | 環廃産発第 120210001 号 |

| | | | | | | |
|------------|---------------|----------------------------------|---|-------|-----------|----------|
| 赤穂事業所 | 一般廃棄物処理施設設置許可 | | 兵庫県西播磨県民局長許可 | | | |
| | 許可の内容・施設の様況 | 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 | | | |
| | | 許可年月日及び許可番号 | (設置許可) 平成21年8月24日 120-1 (変更許可) 平成26年3月24日 134-1 | | | |
| | | 事業計画の概要 | 地方自治体のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんをセメント原料として利用するための前処理 | | | |
| | | 処理施設の種別 | ごみ処理施設 (セメント焼成の前処理施設) | | | |
| | | 処理方法 | 処理する一般廃棄物の種別 | 処理方式 | 処理能力 (規模) | |
| | | | 焼却灰 | 破碎、選別 | 84トン/日 | 計144トン/日 |
| | | | ばいじん | 水洗、脱水 | 60トン/日 | |
| 処理工程図 | 別図1のとおり | | | | | |
| 香住事業所 | 産業廃棄物処理施設設置許可 | | 兵庫県知事許可 | | | |
| | 許可の内容・施設の様況 | 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 | | | |
| | | 許可年月日及び許可番号 | 平成12年2月21日 第1125002号 | | | |
| | | 事業計画の概要 | 但馬地域から排出される安定型産業廃棄物及び建設工事残土の埋立処分 | | | |
| | | 処理施設の種別 | 最終処分場 (安定型) | | | |
| | | 処理する産業廃棄物の種別 | 1. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く) 2. がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) | | | |
| | | 処理能力 (規模) | 埋立面積 70,175 m ² 埋立容量 934,200 m ³ | | | |
| | | 処理方式 | 埋立処分 | | | |
| 処理工程図 | 別図2のとおり | | | | | |
| 産業廃棄物処分業許可 | | 兵庫県知事許可 | | | | |
| 許可の内容 | 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 | | | | |
| | 許可年月日及び許可番号 | 平成22年4月30日 第02837154479号 | | | | |
| | 許可の有効年月日 | 平成27年4月29日 | | | | |
| | 事業計画の概要 | 但馬地域から排出される安定型産業廃棄物及び建設工事残土の埋立処分 | | | | |
| | 事業の範囲 | 事業の区分 | 最終処分 | | | |
| | | 廃棄物の種別 | 1. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く) 2. がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) | | | |

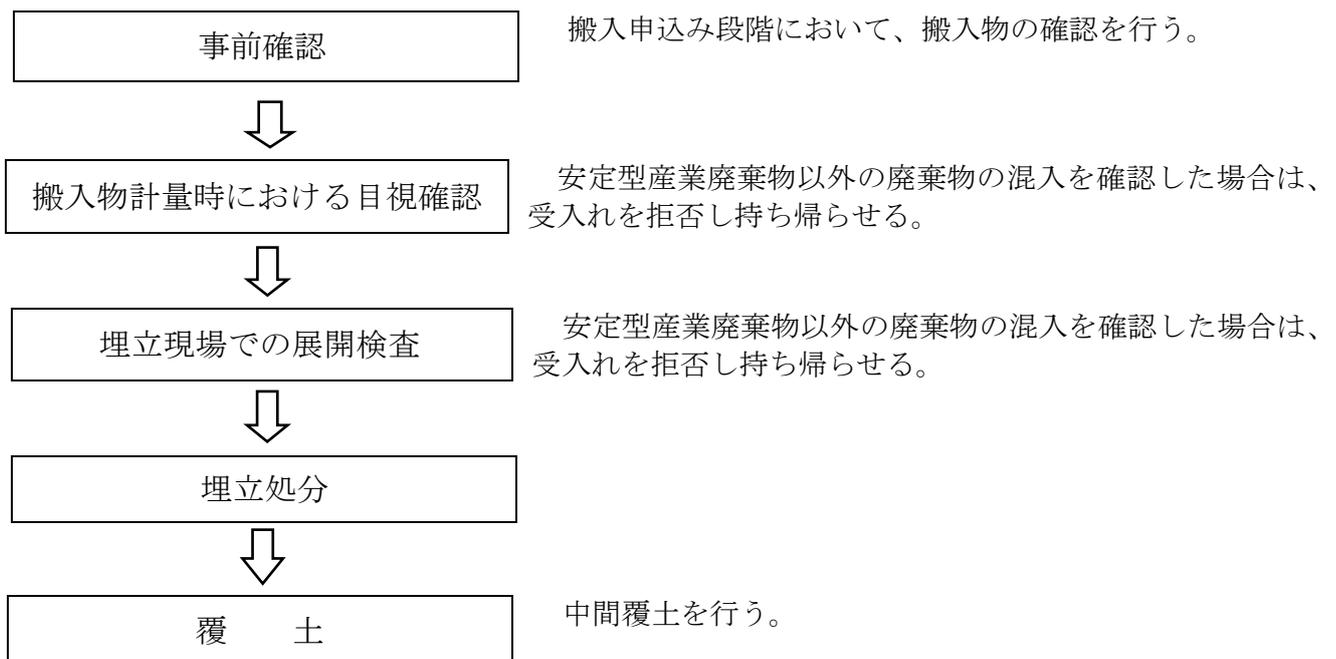
別図 1

ごみ焼却灰・ばいじんのセメントリサイクルフロー



別図 2

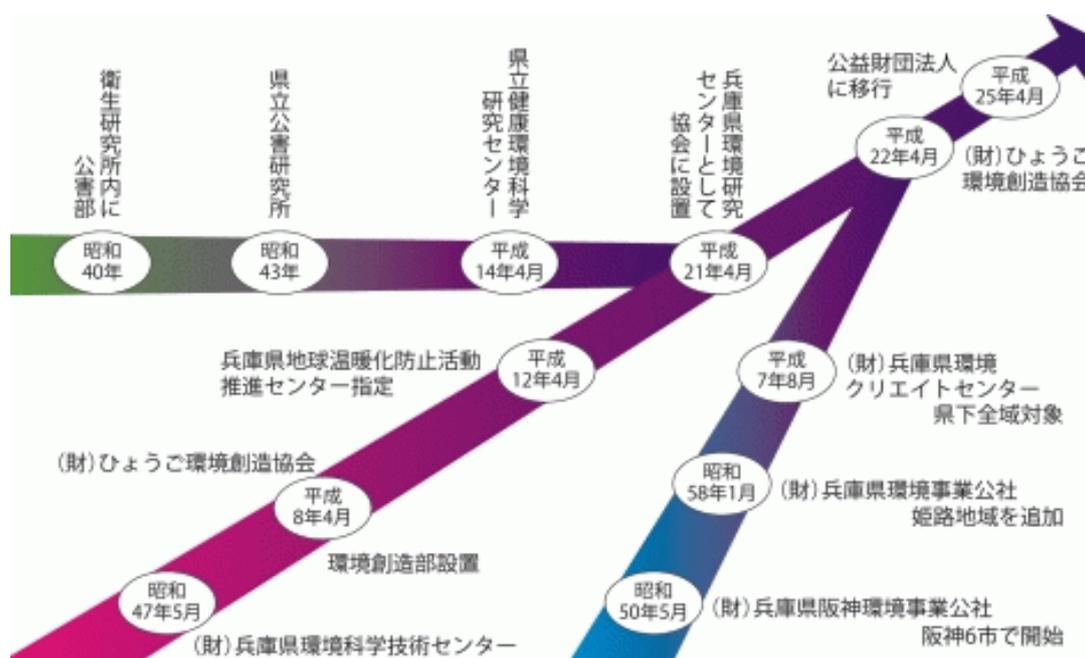
香住事業所における産業廃棄物処理工程図



(8) 技術スタッフ

| | | | |
|----------------|-----|--------------------|----|
| 博士 | 9名 | 技術士(試験合格者含) | 5名 |
| 環境計量士(濃度) | 13名 | 技術士補(試験合格者含) | 9名 |
| 環境計量士(濃度・騒音振動) | 5名 | 公害防止管理者(大気関係第1種) | 4名 |
| 一般計量士 | 1名 | 公害防止管理者(水質関係第1種) | 9名 |
| 環境騒音・振動測定士(上級) | 1名 | 公害防止管理者(ダイオキシン類関係) | 5名 |
| 土壌汚染調査技術管理者 | 4名 | 1級土木施工管理技士 | 1名 |
| 作業環境測定士(第1種) | 8名 | 2級土木施工管理技士 | 1名 |
| 作業環境測定士(第2種) | 1名 | 2級ビオトープ計画管理士 | 1名 |
| 臭気判定士 | 3名 | 2級ビオトープ施行管理士 | 1名 |
| 水道技術管理者 | 1名 | 廃棄物処理施設技術管理者 | 2名 |
| 1級造園施工管理技士 | 1名 | 第2種電気主任技術者 | 1名 |

(9) 沿革



(10) 環境管理責任者及び連絡担当者(事務局)

環境管理責任者 : 常務理事 鷲見 健二

連絡担当者 : 経営企画部総務企画課長 吉本 康章

II 事業活動の内容

1. 環境創造事業

環境に適した新しいライフスタイルの創造や、事業活動の促進のため、県民・NPO・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、低炭素社会、自然共生社会を目指した取り組みを行っています。

(1) 地球温暖化防止の推進

地球温暖化対策の最大の課題はCO₂の排出量削減であり、そのために「化石燃料の消費を減らす」、「再生可能エネルギーを増やす」ことを目標に事業を展開しています。

(2) 生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略（改訂版）」（平成26年3月）をもとに、県民への普及啓発や環境NPO・企業等の連携促進等を行っています。

(3) 環境学習・教育の推進

県内の環境学習に係るフィールドや人材の活用・連携を図り、あらゆる世代のライフステージに応じた環境学習の裾野を広げていく取り組みを行っています。

県民、環境団体等が行う環境学習に関するさまざまな相談に応じるため、環境学習・教育の拠点である「ひょうごエコプラザ」に、環境学習・教育コーディネーターを配置し、学習方法やプログラムの提案、講師やサポーターの斡旋、環境学習ツールの貸出等を行い、情報発信・活動支援・交流促進を図っています。

また、環境学習の拠点施設として県が整備し指定管理を受けている「ひょうご環境体験館」を活用し、地球温暖化防止などの企画展示を行うとともに、開発・蓄積した環境学習プログラムに沿った体験型環境学習を行っています。

（※「ひょうご環境体験館」は県の環境マネジメントシステムで運用しています。）

(4) 環境保全創造活動の促進

県民・NPO等の環境の保全創造活動への支援や連携・交流の促進を図ることにより、環境保全創造活動を推進しています。

2. 循環型社会推進事業

兵庫県における廃棄物に関わる取り組みに対して総合的に対応する体制を整備、強化し、循環型社会構築を目指したさまざまな活動を推進しています。

(1) 廃棄物処理等に係る市町等支援事業等

廃棄物処理施設の建設は20～30年に一度であるため、個々の市町等では必要なノウハウを保有する技術者の確保が困難となっています。そこで市町等からの要請に基づき、廃棄物処理計画の作成、廃棄物処理施設に係る機種を選定・発注仕様書作成や廃棄物の適正処理等の相談業務を行っています。

また、新たにごみ処理事業に従事することになった市町等の職員を対象に、基礎的・実務的な知識の習得を目的とする研修会等を開催しています。

投棄原因者が不明又は資金力不足の場合、土地所有者・県市町等の要請に基づき、委員会で審査のうえ、原状回復事業を行っています。

また、不法投棄量等を把握する必要があるとき、調査を実施し、市町等の要請に基づき、廃棄物の不法投棄・不適正処理の未然防止及び再発防止対策に対して助成を行っています。

(2) 廃棄物の再資源化事業（セメントリサイクル事業）

市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの再資源化事業を、住友大阪セメント（株）と共同して取り組んでいます。

セメントリサイクル事業に参画する市町等のさらなる拡大・受入量の増加を図っています。

(3) 廃棄物の最終処分事業

但馬地域における産業廃棄物・建設残土を広域的かつ適正に処分するため、但馬地域の唯一の産業廃棄物最終処分場として運営しています。(平成 27 年度事業終了予定)

(4) 環境ビジネスの推進

兵庫県が策定した「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、当協会が事務局となっている「ひょうごエコタウン推進会議」に対し、運営支援を行っています。

広東省等の環境保全と広東省・兵庫県の環境産業の振興を図るため、兵庫県の企業・団体に中国の環境問題や広東省の企業等に関する情報を提供するとともに、広東省環境関連部局・団体との交流事業を推進しています。

(5) 普及啓発事業

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における 3R 推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行っています。

3. 環境調査・測定分析事業（環境技術事業本部）

運営責任と収支の明確化等を図るため、社内カンパニー制を導入し、事業量と収益に見合う体制を構築し、独立採算を旨とした環境調査・測定分析事業を推進しています。

(1) 環境調査事業

市町等からの要請に応じ、低炭素社会づくり、生物多様性保全に係る調査・計画策定など、環境調査事業を公正・中立的な立場で実施しています。

国発注の公募・提案型事業の積極的な受託を図り、また、顧客が抱える課題解決に向けた提案を行うなど、積極的に業務の受注を進めています。

(2) 測定分析事業

環境計量証明事業所として、土壌対策、ダイオキシン類・クリプトスポリジウム・アスベスト・PM2.5等の分析など、協会の強みを生かしつつ、迅速に正確な調査・分析を行っています。

4. 環境研究事業（兵庫県環境研究センター）

県内の環境の状況や発生源の動向の把握、有害物質漏えい等の緊急時の対応など、行政ニーズを踏まえた調査研究を実施するとともに、国・地方環境研究機関、大学との共同研究や研究成果の発信等を行っています。

(1) 多様化する環境問題への対応

PM2.5、黄砂等による広域汚染、大阪湾の環境改善の停滞化や播磨灘における海苔の色落ち、有機フッ素化合物等の未規制化学物質の問題、地球温暖化問題、原発事故による放射性物質拡散など、環境に関する新たな問題が次々と発生しているため、今までの研究成果を活かし、関係機関と連携して、これらの環境問題の解決に取り組んでいます。

(2) 環境危機への対応

不測の健康・環境危機の発生時に迅速かつ正確に対応するため、環境危機対応能力の充実に努め、建築物解体現場調査でアスベストの漏出が確認された場合の緊急調査やコンデンサー等の誤廃棄に伴う PCB 汚染への対応を行うとともに、北朝鮮核実験時には緊急放射能測定を実施するなど、行政の要請に応じて、緊急時の対応を行っています。

このため、緊急時に迅速に対応するための手法等の継続的な調査研究を推進しています。

5. 国際協力事業

兵庫県と協力しながら、長年にわたって培ってきた環境に関するさまざまなノウハウ、技術力等を活かした国際協力事業を展開しています。

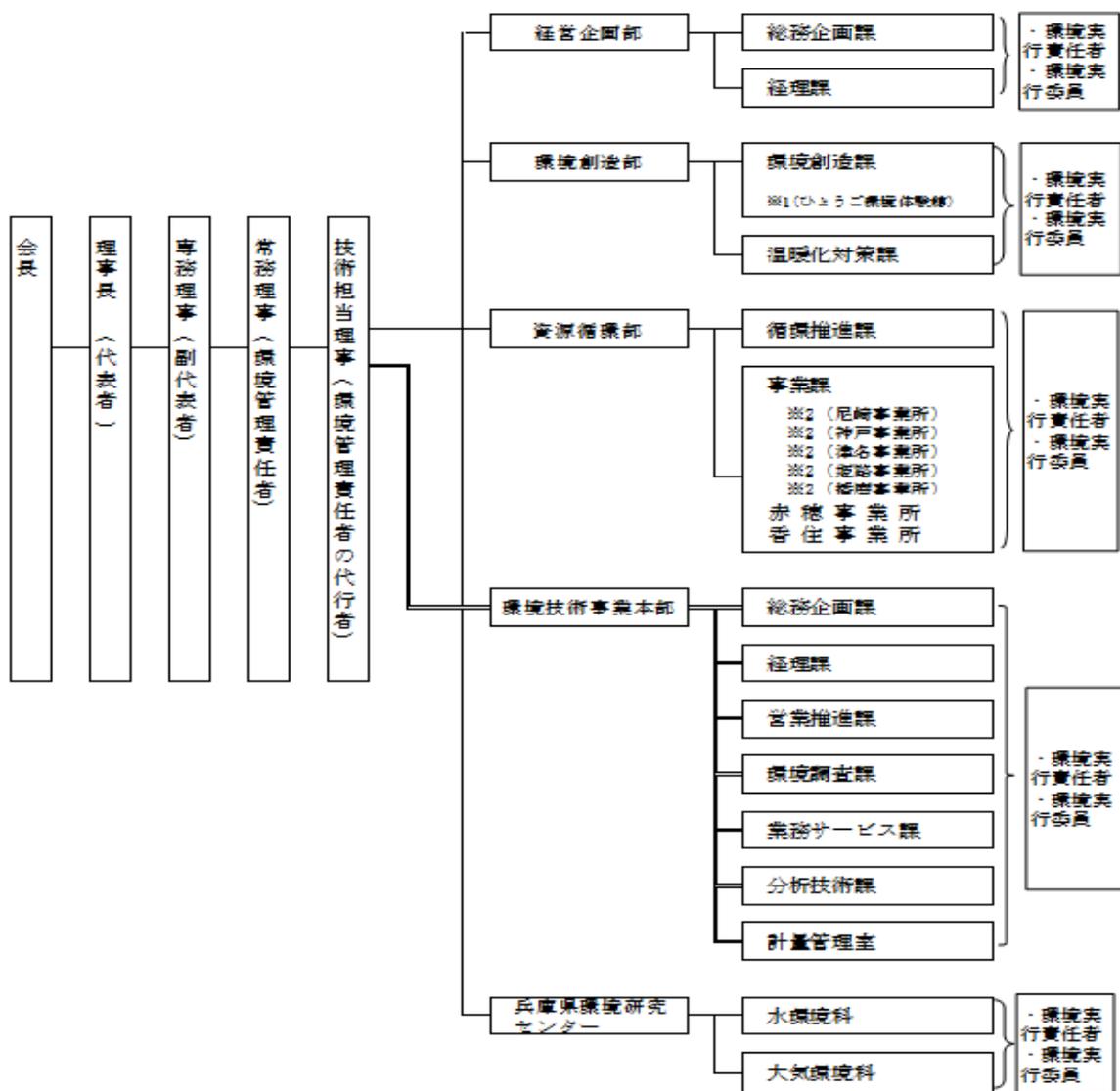
6. 太陽光発電事業

再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画において、県から土地を借り受けて太陽光発電事業を実施しています。(平成 26 年 12 月稼働)

再生可能エネルギーの創出に貢献するとともに、生じた利益は公益事業等に活用していきます。

III 環境への取組

1 平成 27 年度の対象範囲及び実施体制



※1 ひょうご環境体戦略は、県のBMSのもとで活動しているため対象外とする。

※2 EA21認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動しているため対象外とする。

公益財団法人ひょうご環境創造協会 環境方針

【 理 念 】

公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下、「当協会」という）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【 方 針 】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NGO・NPO、事業者、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業などの事業活動等において、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践するため、以下の原則を履行する。

- 1 （環境保全・創造活動の推進）

職員全員が下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

 - (1) 環境保全活動
 - ① 化学薬品は、適正使用を徹底し、適正管理に努める。
 - ② 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。
 - ③ 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
 - ④ 廃棄物の排出にあたっては、排出抑制及び分別による再資源化を図るとともに、適正管理に努める。
 - ⑤ 廃棄物の受入れにあたっては、受入れ基準に基づき、適正管理に努める。
 - ⑥ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質排出の予防・防止に努める。
 - (2) 環境創造活動
 - ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
 - ② グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
 - ③ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。
- 2 （法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。
- 3 （緊急時の対応）

緊急事態に備え、化学薬品の保管・使用及び排水処理施設等の管理にあたっては、防災対策を講じ、汚染物質の漏出の防止に努める。
- 4 （継続的改善）

環境方針、環境目標は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。
- 5 （公開）

環境方針は、公開する。

制定日 平成 20 年 4 月 1 日

改訂日 平成 26 年 4 月 1 日

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長

築谷尚嗣

3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価

1 本部・資源循環部における環境目標とその実績

| 環境目標 | 具体的な取り組み | 平成 26 年度 目標 | 平成 26 年度 実績 | 評価 | |
|----------------|--|-------------------------------|----------------------------|----|---|
| (1)化学薬品の管理 | ・IS09001 等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録の確認 | 月 1 回実施状況の確認 | 月 1 回実施状況の確認 | ○ | 化学薬品の管理は「薬品・高圧ガス管理手順」に従い管理が行われた。また、安全衛生委員会による巡視点検（月 1 回／年 12 回）でも、特に問題はなかった。 |
| (2)グリーン調達 | ・詰め替え商品や分別しやすいものの購入 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | ○ | グリーン調達については、主に事務用品においてグリーン調達が行われた。 |
| (3)二酸化炭素排出量の削減 | | 686,232 kg-CO ₂ 以下 | 813,754 kg-CO ₂ | × | 平成 26 年度は、購入電力の排出係数 0.475kg-CO ₂ で計算した。今年度 8 月に事務所移転及び分析機器等の入替等を実施。 環境目標数値を設定する際に予測しきれなかった部分の究明を行い、次年度の目標に反映させ二酸化炭素排出量の削減に取り組む。 |
| ①電気使用量 | ・昼休みの消灯 ・空調の適正化 | 1,247,299 kWh 以下 | 1,544,367 kWh | × | 事務所移転前に策定した電気使用量の目標数値とかけ離れた。予測しきれなかった部分の究明を行い、次年度の目標に反映させ電気使用量の削減に取り組む。 |
| ②ガス使用量 | ・使用量を管理し、削減に努める | 9,421 m ³ 以下 | 6,246m ³ | ○ | 8 月事務所移転により、ガス使用部分が電気使用に変更となった。予想以上の削減となった。 |
| ③ガソリン燃費 | ・アイドリングストップ ・タイヤの空気圧をチェック | 平均 10.1 km/L 以上 | 10.2 km/L | ○ | ガソリン使用量 (L) は業務量の増減で大きく変動することから、平成 23 年度から燃費 (km/L) に変更している。なお、ガソリン使用量は 28,863 L であった。 |

| | | | | | |
|--------------|---|-------------------------|---------------------|---|--|
| (4)水使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・水の流しっぱなしの防止 ・洗浄時間の適正化 | 5,432 m ³ 以下 | 3,466m ³ | ○ | <p>移転を見込んだ環境目標数値は達成した。</p> |
| (5)廃棄物排出量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・非再資源化物の削減 ・紙使用量の削減 | リサイクル率 70 %以上 | 70 % | ○ | <p>一般廃棄物 <u>再資源化物として</u> 古紙（コピー紙、雑誌など）、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶とびん類 約 12.7t</p> <p><u>非再資源化物として</u> 可燃ごみ（生ごみ／紙くずなど）と不燃・粗大ごみ（傘等）</p> <p>H26年度の一般廃棄物の排出量は18,207 kgで、移転の影響もあり、前年度より5,350kg増加した。そのうち、再資源化物の割合は70%（12,666kg）であった。また、非再資源化物の排出量は5,541kgであり、前年度より3,090kg増加した。 約 5.5t</p> |
| (6)環境創造活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加 | 環境保全活動の目標ポイント達成率 78%以上 | 81.4 % | ○ | <p>環境創造活動を推進するため、環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標（年間8ポイントの取得）に向け取り組んでいる。</p> <p><u>主な環境創造活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断を受診する ・環境に関する資格等の受験 ・環境問題に関する講演会、セミナー等への参加 ・環境に関する調査・研究等を外部又は内部で報告 ・屋外清掃等の環境美化活動に参加 |

| | | | | | |
|------------|--------------------------|--------------|--------------------------|---|---|
| (7)産業廃棄物管理 | ・産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処分の管理 | 産業廃棄物適正管理の実施 | マニフェスト 162 枚発行 (適正処理を確認) | ○ | <p>産業廃棄物として 廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、混合物 約 246.4t</p> <p>特別管理産業廃棄物として 廃酸、廃アルカリ、廃油 約 1.8t</p> <p>平成 26 年度排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 3,655.2 kg ・特別管理産業廃棄物 240.0 L <p>移転による上記以外の排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 438.0 m³ 47,336.5 kg ・特別管理産業廃棄物 1,524.5 kg <p>これらの産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者に処分を委託している。委託時には産業廃棄物管理票 (電子マニフェスト等) を発行 (162 枚) し、全て適切に処分が行われていた。 計 約 248.2t</p> |
|------------|--------------------------|--------------|--------------------------|---|---|

(備考) <目標を掲げた項目以外のものの実績の把握>

(1)資源：物質 (紙・薬品) の購入実績 6.6 t

(2)物質 (PRTR 法に基づく物質) の移動量 〓0.6 t

(3)資源循環部水使用量：テナントビル全体の使用面積按分 129m³

2 赤穂事業所における環境目標とその実績

赤穂事業所については、平成 25 年度から認証登録範囲として運用した。

| 環境目標 | 具体的な取り組み | 平成 26 年度 目標 | 平成 26 年度 実績 | 評価 |
|--|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------|
| (1)グリーン調達 | ・詰め替え商品や分別しやすいものの購入 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | ○ グリーン調達については、事務用品においてグリーン調達が行われた。 |
| (2) 二酸化炭素排出量の削減 二酸化炭素排出量は、受入量や質により変動が多いため、数値目標は設定せず、管理に努めた。 なお、二酸化炭素排出量は、平成 25 年度の 388,096 kg-CO ₂ に対して平成 26 年度は 526,588kg-CO ₂ と増加している。 | | | | |
| ① 電気使用量 電気使用量の目標設定については、受入量により大きく変動することから、単位使用量等を目標として設定した。なお、平成 26 年度の入受量は、焼却灰が 9,494 トン、ばいじんが 6,727 トン、高塩素原料が 2,684 トンであった。 | | | | |
| ア 除塩設備 | ・施設の効率的な運転管理に努める | 単位使用量 87.3 | 47.0 kWh/トン | ○ ばいじんと高塩素原料の処理量から単位使用量 (kWh/トン) |

| | | | | | |
|----------|--|---------------------------|-------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・工程ごとの電気使用量を把握し管理に努める ・事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する ・事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する | kWh/トン以下 | | | を算出している。 平成 25 年度と比べてばいじんの処理量が大きく増加したことから処理効率が向上し、目標を達成した。 |
| イ還元加熱 | | 単位使用量 305 kWh/トン以下 | 265 kWh/トン | ○ | ばいじん（ストーカ炉）の処理量から単位使用量（kWh/トン）を算出している。 目標を達成した。 |
| ウ焼却灰処理 | | 単位使用量 10.6 kWh/トン以下 | 12.0 kWh/トン | × | 焼却灰の処理量から単位使用量（kWh/トン）を算出している。 処理量が少なく効率の悪い月が平成 25 年度より多かったことから、目標値を超過した。 |
| エ動力線 | | 単位使用量 4.48 kWh/トン以下 | 4.48 kWh/トン | ○ | 焼却灰、ばいじん、高塩素原料の処理量から単位使用量（kWh/トン）を算出している。 目標を達成した。 |
| オ電燈線 | | 単位使用量 28.3 kWh/h 以下 | 20.8 kWh/h | ○ | 照明・事務機器等に使用する電気であり、事業所の稼働時間あたりの使用量を目標としている。 目標を達成した。 |
| ② ガソリン燃費 | <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ ・不要な荷物を下ろす ・急発信、急加速はやめる | 平均 9.5 km/L 以上 | 10.2 km/L | ○ | 本部・資源循環部と同様に燃費（km/L）を目標としており、目標を達成した。 ガソリン使用量：577.69L |

| | | | | | |
|------------|--------------|--|-------------------------|---|--|
| (3)水使用量の削減 | | | | | |
| ①施設用水 | ・効率的な水利用を行う | 単位使用量 14.63 m ³ /トン以下 | 9.91 m ³ /トン | ○ | ばいじんと高塩素原料の処理量から単位使用量 (m ³ /トン) を算出しており、目標を達成した。 年間の使用量 93,254m ³ |
| ②事務所用水 | ・水の流しっぱなしの防止 | 単位使用量 17.33 m ³ /人以下 | 15.08m ³ /人 | ○ | 請負業者を含めた従業員1人あたりの使用量を目標としており、目標を達成した。 年間の使用量 181m ³ |

(備考) <実績の把握>

- (1)電気：1,049,780 kWh
- (2)液化石油ガス(LPG)：93,150 kg
- (3)軽油：10,030L
- (4)水道使用量 93,435 m³
- (5)資源：物資(紙) 0.027t
- (6)総排水量：91,303 m³



3 香住事業所における環境目標とその実績

香住事業所についても平成25年度より認証登録範囲として運用した。

| 環境目標 | 具体的な取り組み | 平成26年度 目標 | 平成26年度 実績 | 評価 |
|--|-----------------------------------|--------------------------|-------------------|--|
| (1)グリーン調達 | ・詰め替え商品や分別しやすいものの購入 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | ○ グリーン調達については、事務用品においてグリーン調達が行われた。 |
| (2)二酸化炭素排出量の削減 二酸化炭素排出量は、事業所の開業状況が変動してきたため、数値目標は設定せず管理に努めた。 なお、開業日数は平成24年度：132日、平成25年度：244日、平成26年度：245日であり、二酸化炭素排出量は平成24年度：3,789kg-CO ₂ 、平成25年度：6,156 kg-CO ₂ 、平成26年度：4,854 kg-CO ₂ であった。 | | | | |
| ①電気使用量 | ・不在時・昼休みは消灯する ・冷暖房時は適正な温度に設定する | 単位使用量 34.1 kWh/日以下 | 27.2 kWh/日 | ○ 開業日数が変動することから、開業日あたりの使用量を目標とした。 目標を達成した。 年間の電気使用量は6,654kWhであった。 |

| | | | | | |
|---------------|---------------------------------|-----------------------|----------|---|--|
| ② 灯油 購入量 | | 単位使用量 5.7 L/日以下 | 3.9 L/日 | ○ | 開業日数が変動することから、暖房期の開業日あたりの使用量を目標とした。 目標を達成した。 平成 26 年度灯油購入量は <u>378L</u> であった。 |
| ガソリン 燃費 | | | | | 本部・資源循環部と同様に燃費 (km/L) で管理している。 目標を達成した。 |
| サニー | ・アイドリングストップ | 平均 7.7 km/L 以上 | 8.0 km/L | ○ | ガソリン使用量は 2 台合計で <u>320L</u> であった。 |
| ジムニー | ・不要な荷物を下ろす ・急発信、急加速はやめる | 平均 3.4 km/L 以上 | 3.8 km/L | ○ | |
| (3) 廃棄物排出量の削減 | ・再生できる紙類は分別する ・使い捨て容器の使用を控える | リサイクル率 50 %以上 | 64.3 % | ○ | 一般廃棄物 <u>再資源化物として</u> 新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶とびん類 約 0.081t <u>非再資源化物として</u> 可燃ごみ (生ごみ/紙くずなど) 約 0.045t 一般廃棄物の排出量は 126.2kg で、そのうち、再資源化物の割合は 64.3% (81.2kg) であった。また、非再資源化物の排出量は 45kg であった。目標を達成した。 |

(備考) <実績の把握>

(1) 受託した産業廃棄物の処理量 (埋立処分)

2,228t

(2) 水道使用量は、受入量や天候により変動が大きいため、数値目標は設定せず管理に努めた。

平成 26 年度の水道使用量 210m³

(3) 資源：物資 (紙) 0.027t

(4) 排水 (汲取りし尿) 2.1 m³



4 次年度の取り組み内容

○ 本部・資源循環部

| | | |
|---|---|---|
| 承認 | 審査 | 作成 |
|  |  |  |
| H27.8.3 | H27.7.27 | H27.7.27 |

環境目標一覧表（本部、資源循環部）

| 活動 | 取り組み項目 | 管理項目 | 平成26年度目標 | 平成26年度実績 | 平成27年度目標 | 平成28年度目標 | 平成29年度目標 | 主な取り組み項目 |
|-----------|-----------------------|------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 環境負荷の低減 | 二酸化炭素排出量の削減【環境方針(1)⑤】 | | 686,232 kg-CO ₂ 以下 | 813,754 kg-CO ₂ | 696,480 kg-CO ₂ 以下 | 696,480 kg-CO ₂ 以下 | 696,480 kg-CO ₂ 以下 | 電気、ガス、ガソリンの削減に取り組む |
| | | 電気使用量(kWh) | 1,247,299kWh以下 | 1,544,367kWh | 1,213,170 kWh以下 | 1,213,170 kWh以下 | 1,213,170 kWh以下 | 廊下の消灯や昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する。冷暖房時は適切な温度（冷房時28℃以上、暖房時19℃以下）に設定する、エコタップの活用を図るなど |
| | | ガス使用量(m ³) | 9,421m ³ 以下 | 6,246m ³ | 1,512m ³ 以下 | 1,512m ³ 以下 | 1,512m ³ 以下 | ガス使用量を管理し、削減に努める |
| | | ガソリン燃費(km/L) | 平均10.1km/L以上(部署ごとに別途目標) | 10.2km/L | 10.2km/L以上 | 10.2km/L以上 | 10.2km/L以上 | エコドライブの推進（不要なアイドリングをやめる、タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど） |
| 環境創造活動の推進 | 廃棄物の再資源化の推進【環境方針(1)④】 | リサイクル率(%) | 全体で70%(部署ごとに別途目標) | 70.0% | 全体で70%(部署ごとに別途目標) | 全体で70%(部署ごとに別途目標) | 全体で70%(部署ごとに別途目標) | 再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する、使い捨て容器の使用を控えるなど |
| | 水使用量の削減【環境方針(1)③】 | 水使用量(m ³) | 5,432m ³ 以下 | 3,466m ³ | 3,660m ³ 以下 | 3,660m ³ 以下 | 3,660m ³ 以下 | 水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど |
| | 化学薬品の管理【環境方針(1)①】 | 薬品管理 | ISO9001等の手順書に従い適正に管理する。 | 月1回実施状況の確認 | ISO9001等の手順書に従い適正に管理する。 | ISO9001等の手順書に従い適正に管理する。 | ISO9001等の手順書に従い適正に管理する。 | ISO9001等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録を確認 |
| | グリーン調達【環境方針(1)②】 | グリーン調達の推進 | 詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。 | 詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。 | 詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。 | 概ねグリーン購入を徹底しているが、文房具においてまだ改善の余地がある。今年は、購入時に代替品がないかよく確認の上、購入する。 |
| 環境創造活動 | 環境創造活動の推進【環境方針(2)①②③】 | 環境保全活動 | 年間平均達成率78%以上 | 81.4% | 年間平均達成率78%以上 | 年間平均達成率78%以上 | 年間平均達成率78%以上 | 環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標（年間8ポイントの取得）に向け取り組む。「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとにチェックする |

※ 環境方針(1)⑤⑥は法令遵守に該当するため別途管理する。

※ 平成26年度の購入電力の排出係数は0.475kg-CO₂/kWhで計算。平成27年度の排出係数は0.516kg-CO₂/kWhで計算。

※ 赤穂事業所、香住事業所（H27年度をもって香住事業所終了）の環境目標については別途管理する。

○ 赤穂事業所

| | | |
|---|---|---|
| 承認 | 審査 | 作成 |
|  |  |  |
| H27. 8. 3 | H27. 7. 27 | H27. 7. 27 |

環境目標一覧表（赤穂事業所）

| 活動 | 取り組み項目 | 管理項目 | 単位 | 平成26年度 目標 | 平成26年度 実績 | 平成27年度 目標 | 平成28年度 目標 | 平成29年度 目標 | 主な取り組み内容 | |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|--|
| 環境 負荷 の 低 減 | 二酸化炭素排出 量の削減 【環境方針(1)③】 | 電気使用量 | 除塩設備 | 単位使用量 kWh/トン | 87.3以下 | 47.0 | 47.0以下 | 47.0以下 | 47.0以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の効率的な運転管理に努めるとともに工程ごとの電力使用量を把握し管理に努める。 ・事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する。 ・事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する。 |
| | | | 還元加熱 | 単位使用量 kWh/トン | 305以下 | 265 | 285以下 | 285以下 | 285以下 | |
| | | | 焼却灰処理 | 単位使用量 kWh/トン | 10.6以下 | 12.00 | 11.3以下 | 11.3以下 | 11.3以下 | |
| | | | 動力線 +電燈線 | 単位使用量 kWh/h | — | 19.85 | 19.85以下 | 19.85以下 | 19.85以下 | |
| | | | ガソリン燃費 | k m/L | 9.5以上 | 10.2 | 10.1以上 | 10.1以上 | 10.1以上 | |
| | 軽油使用量 | 単位使用量 L/トン | 1.1以下 | 1.06 | 1.08以下 | 1.08以下 | 1.08以下 | 重機の効率的な運転管理に努める。 | | |
| | 水使用量の削減 【環境方針(1)③】 | 事務所における 水使用量 | 事務所における 水使用量 | m ³ /人 | 17.33以下 | 15.08 | 15.08以下 | 15.08以下 | 15.08以下 | 水の流しっぱなしをしない |
| 工程における 水使用量 | | | 単位使用量 m ³ /トン | 14.63以下 | 9.91 | 9.91以下 | 9.91以下 | 9.91以下 | 効率的な水利用を行う。 | |
| グリーン調達 【環境方針(1)②】 | グリーン調達の推進 | — | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 詰め替え商品や分別のしやすいものの購入 | |

※二酸化炭素排出総量は、受入量や質により変動が多いため数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※参考（実績）

| 年度 | 従業員数 | 稼働日数 | 稼働時間 |
|-----|------|------|-----------|
| H24 | 8 | 246 | 2,327時間/日 |
| H25 | 9 | 330 | 3,228時間/日 |
| H26 | 12 | 348 | 7,334時間/日 |

○ 香住事業所

| | | |
|--|---|---|
| 承認 | 審査 | 作成 |
|  |  |  |
| H27. 8. 3 | H27. 7. 27 | H27. 7. 27 |

環 境 目 標 一 覧 表 (香住事業所)

| 活動 | 取り組み項目 | 管理項目 | 単位 | 平成26年度 目標 | 平成26年度 実績 | 平成27年度 目標 | 平成28年度 目標 | 平成29年度 目標 | 主な取り組み内容 |
|---------------------------|---------------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|---|
| 環境 負荷 の 低 減 | 二酸化炭素排出量の削減 【環境方針(1)③】 | 電気使用量 | kWh/日 | 34.1以下 | 27.2 | 30.7以下 | | | 不在時・昼休みは消灯する。冷暖房時は適正な温度に設定する。 |
| | | 灯油購入量 | L/日 | 5.7以下 | 3.9 | 4.8以下 | | | |
| | | ガソリン燃費 | | | | | | | エコドライブの推進（不要なアイドリングをやめる。不要な荷物を下ろす。急発進、急加速はやめる等） |
| | (サニー) | k m/L | 7.7以上 | 8.0 | 8.0以上 | | | | |
| | (ジムニー) | k m/L | 3.4以上 | 3.8 | 3.8以上 | | | | |
| 廃棄物の再資源化の推進 【環境方針(1)④】 | リサイクル率 | % | 50以上 | 64.3 | 64.3以上 | | | 再生できる紙類はごみにならず分別する。使い捨て容器の使用を控える等 | |
| グリーン調達【環境方針(1)②】 | グリーン調達の推進 | — | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | 環境に配慮した物品等の購入及び使用 | | | 詰め替え商品や分別のしやすいもの購入 | |

※二酸化炭素排出総量、水道使用量は受入量や天候により変動が大きいため数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※H27年度をもって香住事業所閉鎖予定。

5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

適用される法規制等は「法的及びその他の要求事項一覧表」に定めるとともに、「法規制等遵守状況チェック表」においてチェックを行い、違反があった場合は是正することとしています。なお、環境法規制等の遵守状況に関する定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。また、環境関連法規制について関係機関等から指導、指摘等は過去3年間ありませんでした。訴訟等は1件もありませんでした。

| 法令等の名称 | 該当する活動 |
|---|---|
| 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | ・グリーン調達に努める |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律 | ・分別回収、リサイクルおよびリユースを確実に 行う業者への処理委託 |
| 特定家庭用機器再商品化法 | ・リサイクルおよびリユースを確実に 行う業者への処理委託 |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | ・自動車の購入／車検／廃棄時、情報管理セン ターに再資源化預託金等の預託 |
| (神戸市)神戸市告示第720号 (平成24年度神戸市一般廃棄物処理実施計画) | ・一般廃棄物を4区分に分別し、市の指定する区 分ごとの袋又は回収委託業者の指示による区分ご とに排出する |
| 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施 の確保等に関する法律 | 特定製品の使用・廃棄時のフロン類適正な回収・ 破壊の処置 ・引取証明書による回収・破壊の工程確認 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 【本部・資源循環部】 ・産業廃棄物管理責任者による報告書の届出 ・マニフェストの保管義務 等 【赤穂事業所】 ・一般廃棄物処理施設の許可に係る必要な手続き ・一般廃棄物処理施設の基準に従った適正な維持 管理 ・技術管理者の配置 【香住事業所】 ・産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設の許可 に係る必要な手続き ・マニフェストの記載・委託者への送付、写しの 保管 ・産業廃棄物の処理に係る帳簿への記載、帳簿の 保管 ・最終処分場の基準に従った適正な維持管理 ・技術管理者の配置 |
| (神戸市)神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び 環境美化に関する条例 | |
| 下水道法 | |
| (神戸市)神戸市下水道条例 | ・公共下水道使用に係る必要な手続き |
| (赤穂市)赤穂市下水道条例 | ・排水基準の遵守 |
| (赤穂市)公共下水道の使用に係る協定書 | ・排出水の定期的な水質測定と赤穂市への報告 |
| 水質汚濁防止法 | ・排水基準の遵守 ・水質の測定及び記録と保存 等 |
| 毒物及び劇物取締法 | ・表示義務 ・適正な取扱義務にかかる確認 |

| | |
|---|--|
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用量の把握 |
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用記録簿への記入 |
| 悪臭防止法 (市)悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制地域の指定及び規制基準の設定について | <ul style="list-style-type: none"> ・薬品を使用後は、直ちに試薬瓶を密栓するなど悪臭発生防止処置 |
| 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの推進 |
| 労働安全衛生法 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施 ・化学物質安全性データシート(MSDS)の周知等 |
| 高圧ガス保安法 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会での遵守状況の確認 ・特定高圧ガスに関して手順書等に従った管理 |
| 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会へ届出事項変更の届出 |
| 騒音規制法 (兵庫県)環境の保全と創造に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設(騒音関係)に係る必要な手続き |
| (赤穂市)赤穂市生活環境の保全に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定工場等に係る必要な手続き |
| 電波法 | <ul style="list-style-type: none"> ・高周波利用設備に係る必要な手続き |
| 消防法 | <ul style="list-style-type: none"> ・消火機器、火災報知設備、誘導灯等の機能点検等 |
| (香美町)環境保全協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水・周辺地下水の水質検査の定期的な実施 ・JR踏切への交通整理員の配置 ・受入時の展開検査結果、水質検査結果、施設の維持管理状況についての記録と記録の備え置き |

6 代表者による全体評価と見直しの結果

代表者による経営システムの評価と見直し記録

| 見直しのための情報 | 確認・指示内容/変更の必要性 |
|---|--|
| <p>[方針・目標、達成状況]</p> <p>平成 26 年度「本部・資源循環部」における環境目標は、電気使用量と二酸化炭素排出量が未達成となりましたが、その他は全て達成できました。目標未達成の原因は、環境技術センター棟への移転に伴い、排ガス処理装置の増設やダイオキシン分析室、恒温恒湿室の設備、機器の入れ替えを実施したため、目標設定時に予測しきれなかった使用量が発生した事によります。</p> <p>また、「赤穂事業所」については、焼却灰処理に係る電力の単位使用量が目標未達成となりました。その原因は、設備の処理能力に対して処理量が少なかったため、効率が悪くなった事によります。なお、その他の項目及び、「香住事業所」においては、目標全て達成できました。</p> | <p>[環境方針・環境目標に対するコメント]</p> <p>エコアクションの取り組みを始めてから 6 年が経過し、職員には環境意識が定着しており、取り組みは順調に進んでいると考えられる。</p> <p>平成 26 年度は、「本部・資源循環部」において、電気使用量及び二酸化炭素排出量の目標が未達成となったが、移転に伴いさまざまな機器の入替があった中、原因をきちんと究明していることは評価できる。次年度の目標設定については、原因となった要素を含め、目標設定を行っていく必要がある。</p> <p>「赤穂事業所」、「香住事業所」においては、目標を達成していない項目はあるものの、業務量に影響を受ける部分でもあり、今後取り組みを進め、状況を見て判断していく必要がある。</p> <p>(変更の必要性) <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> |
| <p>[環境活動計画の取組み状況]</p> <p>環境目標を達成するための活動項目及び進捗状況等は、業務連絡会等により職員に通知され、取り組みが推進されています。</p> | <p>[環境活動計画に対するコメント]</p> <p>継続した取り組みを行うことができるよう、今後も周知・徹底すること。</p> <p>(変更の必要性) <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> |
| <p>[法律等の改定、遵守状況]</p> <p>平成 26 年度は本部の移転があり、廃棄物が例年より多く発生しましたが、法律に基づききちんと処理を行いました。また、環境関連法規への違反及び外部からの指摘及び訴訟はありませんでした。</p> | <p>[遵守状況の確認に対するコメント]</p> <p>特になし</p> <p>(変更の必要性) <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> |
| <p>[環境経営システムの実施状況]</p> <p>平成 26 年度の外部審査において、化学物質の管理方法において一部指導事項ありましたが、直ちに改善し、管理を徹底することとしました。</p> <p>なお、平成 26 年度は更新審査を受審し、全ての部署において認証登録を維持しました。</p> | <p>[環境経営システムに対するコメント]</p> <p>平成 26 年度の外部審査において全ての部署の認証登録が維持されており、環境経営システムが機能していると評価できる。</p> <p>移転に伴い、二酸化炭素排出量が増加していることから、平成 27 年度においては、二酸化炭素排出量の削減に向けて一層取り組むこと。</p> <p>(変更の必要性) <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> |
| <p>[報告年月日] 平成 27 年 6 月 29 日</p> | <p>[見直し年月日] 平成 27 年 6 月 30 日</p> |
| <p>[環境管理責任者] 鷲見 健二 </p> | <p>[代表者] 築谷 尚嗣 </p> |